

平成28年度第2回千葉県環境審議会企画政策部会 議 事 録

日時 平成28年8月30日（火）

午前9時30分 ～

場所 ホテルプラザ菜の花 4階 楨

目 次

1. 開 会	1
2. 環境生活部部長あいさつ	1
3. 企画政策部会長あいさつ	2
4. 議 事	
(1) 審議事項 千葉県地球温暖化対策実行計画（案）について	
(2) その他	19
5. 閉 会	20

1 開 会

司会 ただいまから、千葉県環境審議会企画政策部会を開催いたします。私は、本日の司会を務めます千葉県環境生活部循環型社会推進課の菊地と申します。よろしくお願いいたします。

始めに配付資料の確認をさせていただきます。まず、ピンクのファイルの資料ですが、参考に置かせていただいております。「千葉県環境審議会関係法令」と、現行計画の「千葉県地球温暖化防止計画」が綴られておりますので、必要に応じて御参照ください。

次に会議資料です。まず、「次第」、「出席者名簿」、「座席表」、続きまして、資料1「パブリックコメント等の結果概要」、資料2「素案からの主な修正項目」、資料3「千葉県地球温暖化対策実行計画（案）」。

続きまして参考資料です。参考資料1「前回の委員意見等の対応について」、参考資料2「パブリックコメントでいただいた御意見と対応案」、以上になります。資料に不足等がありましたら、事務局にお知らせください。よろしいでしょうか。

本日は委員総数10名に対し、現時点で8名の委員の御出席をいただいております。半数以上の委員が出席されておりますので、千葉県行政組織条例第33条の規定により、本日の会議が成立しておりますことを御報告いたします。

なお、佐々木委員と木原委員におかれましては、所要により、本日は御欠席との御連絡を受けております。

次に、この会議及び会議録は、千葉県環境審議会運営規定第10条第1項及び第11条第2項の規定により原則公開となっております。本日の会議の公開につきましては、公正かつ中立な審議に支障がないものと考えられますので、公開といたしたいと存じますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

よろしいでしょうか。それでは、傍聴人が入室いたします。

（傍聴人 入室）

2 環境生活部長あいさつ

司会 それでは、開会に当たりまして、千葉県環境生活部吉添部長から御挨拶申し上げます。

吉添部長 おはようございます。環境生活部長の吉添でございます。どうぞよろしくお願いいたします。本日はお忙しい中お集まりいただき誠にありがとうございます。

皆様御存知のとおり、地球温暖化対策は、昨年12月のパリ協定採択を受け、世界の国々が一体となって取組が進められていくことになりました。日本においても本年5月に「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、2030年に向けた取組が始まったところです。

県としても、地域から地球温暖化対策に取り組んでいくため、皆様方の御協力をいただきまして、「千葉県地球温暖化対策計画」の策定を進めてまいりました。昨年9月から審議会を計3回開催し、本年7月には、計画の素案について、1ヵ月間、パブリックコメントにより、県民の皆様から御意見をいただいたところでございます。

本日は、パブリックコメントの結果を説明させていただき、その後、事務局として作成

した千葉県地球温暖化対策実行計画の案を御審議いただきたいと考えておりますので、皆様には、忌憚のない御意見をいただきますようどうぞよろしくお願いいたします。以上で私の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

3 企画政策部会長あいさつ

司会 それでは審議に当たり、榛澤部会長に御挨拶いただきたいと存じます。

榛澤部会長 改めまして、おはようございます。今、部長からお話がありました計画ですが、今年ハリオでオリンピックが行われており、24年前の1992年には地球サミットが行われた都市でもございます。ちょうど良い時期にこの計画をまとめられるのかな、と思います。今日は皆さん、お忙しいところ御出席いただきありがとうございます。よろしくお願いいたします。

司会 どうもありがとうございました。

4 議事

司会 それでは、これより議題の審議をお願いいたしますが、議事の進行につきましては、千葉県行政組織条例第33条の規定により、榛澤部会長をお願いいたします。

榛澤部会長 はい。これ以降は座って進行させていただきます。それではこれより千葉県環境審議会企画政策部会の議事に入ります。

議事に先立ちまして、議事録署名人を指名したいと思います。議事録署名人には、瀧委員と三輪委員をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(1) 審議事項

千葉県地球温暖化対策実行計画（案）について

榛澤部会長 それでは、議事に入ります。本日の議題は、千葉県地球温暖化対策実行計画の案についてとなっております。それでは、資料1は、資料1「パブリックコメント等の結果概要」、資料2「素案からの主な修正項目」、資料3は計画となっておりますので、一括して事務局から御説明をお願いします。

小泉副課長 循環型社会推進課の小泉と申します。申し訳ございませんが、座って説明させていただきます。

議事番号(1)としまして、御審議いただきます「千葉県地球温暖化対策実行計画(案)について」御説明いたします。前回の審議会5月23日に御審議いただきました計画素案について、参考資料とともに、当日の御意見を踏まえ、事務局で修正したものを榛澤部会長へ御確認いただいた上で、素案と参考資料についてパブリックコメントを行い、県民、事業者の皆様から御意見をいただいたところでございます。参考資料1と素案につきまして

は、パブリックコメント前に、委員の皆様事前に送付をさせていただいたところであり
ます。パブリックコメントの御意見を基に県で検討を重ねまして、本日計画案としてとりま
とめましたので、お諮りさせていただきたいと思ひます。

それでは、資料1「パブリックコメントの結果概要」、A4横になってござひますが、こ
ちらを御覧ください。

地球温暖化対策の推進に関する法律、温対法でござひますが、第21条第6項では、「県
は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、住民その他利害関係者
の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする」、それから第7項では、「都道府県
は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意
見を聴かなければならない」とされております。また、ちばづくり県民コメント制度に関す
る指針により、パブリックコメントを実施させていただいたところとござひます。2の期間
について、7月1日から8月1日までの1か月間パブリックコメントを行ったところ、意見
の提出者でござひますが、46の個人、団体から御意見をいただきました。総意見数とし
ましては、109件でござひます。主な意見と対応ですが、109件のうち、約8割が、こ
こに書いてあります用語の説明や、表現の修正、記載内容を誤解している意見等がござひ
ましたので、これらの意見を除いてです、同じような意見と取りまとめて、下の表にまと
めさせていただきます。

まず一つ目としまして、全般的な事項として産業部門の目標に対する評価・検証方法に
ついて、業界全体を一体として評価・検証して欲しいとの御意見です。対応（案）とし
て「5-1 目標設定の考え方」に「目標の達成状況は各業界の全国を取組実績で評価する」
ことを記載させていただきました。2番目は、「1-1 計画策定の趣旨」の背景というところ
ですが、ソメイヨシノの4月1日開花ラインの北上という記述は、必ずしも温暖化の影
響かどうかかわからないため、削除したらどうかとの御意見です。対応（案）としては「開
花ラインの北上」という表現を「開花日の早期化」と修正しました。次のページを御覧
ください。

3番目は、「1-3」、計画策定の趣旨の「地球温暖化対策の動向」で、大きく3つの御
意見がありました。前計画を達成出来なかったが、分析はできているかという御意見につ
いては、計画書どおりに削減できなかった原因は本計画にも記載してあります。また、前
計画の評価についてもホームページに掲載しました。2つ目としまして、どんな対策を行
ったのかという御意見については、施策についても環境白書などで進捗状況を公表して
おり、今後も積極的に公表してまいります。温室効果ガス排出量を毎年公表するの
ではないかという御意見ですが、すでに毎年度ホームページや環境白書に掲載して
おります。4番目は、5温室効果ガス排出目標で、本県では石炭火力の建設は認め
ないと表明すべきとの御意見をいただいております。これにつきましては、国の長
期エネルギー需給見通しに基づく、電源の構成割合を達成するよう、国が関連法
の改正や電力事業者の自主枠組みなどにより取組を進めて行くこととして
あります。

なお、参考までになお書きに書かせていただきましたが、発電所からの二酸化炭素
排出量は、電力の排出係数として、発電所での消費分を除き、電力を消費する需
要家の排出量としてカウントされていることを補足させていただきます。次の
ページを御覧ください。

5番目は、千葉県2030年の削減率を26%以上としたらどうかとの御意見
ですが、

8割以上を占める主要4部門の削減率は、それぞれ国の削減率を上回っています。国の動向を見ながら、PDCAを回す中で目標を含めて見直しを検討していきます。6番目は、県民に具体的な取り組みやすい目標設定が必要ではないかとの御意見です。コラムに平均的な4人世帯での取組について記載しました。また、今後、啓発用に作成するパンフレット等により具体的な取組等を記載していきます。7番目以降は、目的達成に向けた取組についての御意見です。まず、地球温暖化対策条例の制定や、条例を制定しないならば、その施策に代わる計画の具体化をして、市町村へのリーダーシップをとるべきとの御意見です。過去に検討していた排出量報告制度の導入を目的とした条例については、平成20年に省エネ法・温対法が改正され、国で同等の制度が設けられたことから、制定を見送ったところですが、事業者の自主的な取組を促進するための仕組みについては、今後更に拡充することを検討していきたいと考えています。次のページを御覧ください。

8番目としまして、家庭部門の各施策の実現には、ISOやエコアクション21の審査員等の協力が必須である。また、他の部門への働きかけも同様であるとの御意見ですが、各取組を推進するには、地球温暖化防止活動推進員や地球温暖化防止活動推進センター、各地域における温暖化対策の協議会、環境マネジメントシステム関係団体など様々な団体と連携しながら進めていく必要があると考えております。9番目としましては、家庭部門に対するインセンティブを早期かつ具体的に提示すべきとの御意見です。住居や家電製品を無理して買い換えるのではなく、買い換え時に省エネ性能が高い商品を選ぶなど「賢い選択」をしていただくことが大切であると考えています。長期の計画であり、具体的な内容は記載しておりませんが、賢い選択が行われるようなインセンティブについて、県でできる取組を進めていきたいと考えています。

続きまして、10番目です。こちらは色々と項目がありますが、大きく、エネルギー転換部門での燃料電池発電の推進、原発は現状維持、基礎研究への公的資金援助の強化、設備導入の補助制度の拡充についての御意見ですが、エネルギー転換部門の取組は、エネルギー政策や温暖化対策と整合するよう業界の自主的な取組を進め、国が取組状況を確認することとしています。基礎研究や設備導入の補助については、国の充実した補助金制度等が整備されており、県内でも活用できるよう取組を進めていきたいと考えています。次に、自動車を複数台所有している場合は利用日規制や、原則として1世帯当たり1台とする所有規制をしたらどうか、それからもう1つは、店舗等の24時間営業の廃止等の義務付けをしたらどうかということでございますが、こうした取組を自主的に進めていただき、一人ひとりの意識が変わっていくことにより、社会全体のライフスタイルの転換に繋がっていくと考えています。続きまして、家庭のエコとして、冷暖房機の温度設定を自動制御機能付きにしたり、電車の冷暖房の設定温度を各機関に徹底させたりといった御意見をいただきました。温度管理の徹底や自動制御等によりエネルギー消費量を削減していくことは大切で、買い換え時に省エネ性能が高い製品を購入するなど賢い選択が必要と考えます。環境省では、クールビズで冷房の設定温度を28℃にする、ウォームビズで20℃に設定することを推奨しています。続きまして、レジ袋の削減に向けて全て有料化したらどうかとの御意見ですが、削減に有効な手法の一つですが、有料、無料を問わず、貰わないというライフスタイルに転換していくことが重要と考えます。続きまして、長寿命化の選択や商品の長期化ですが、部品供給可能年数を延長したらどうかとの御意見ですが、経年劣化による事故発生リスクを踏まえて「設計上

の標準使用期間」などを考慮して各業界で設定されているものです。

家庭エコ診断の実施につきましては、今後とも家庭の省エネルギー診断が実施されるよう、後で説明しますが、「CO₂CO₂スマート宣言事業所」の登録を進めていきたいと考えております。バーチャルウォーターということで輸入に関わる運送の燃料については触れていないということで、検討案を入れていただきたいということで、7-1の家庭の取組に、記載をさせていただいております。

それから、温暖化対策のために千葉県の田園風景を維持するために、それぞれ緑化推進ボランティアや農地放置対策をしたらどうかという意見でございます。森林・里山の保全につきましては、8-4の森林の整備・保全対策の中で、企業や市民活動・団体による森林整備・保全活動を推進するという記載をさせていただいております。それから、IoT、いわゆる「モノのインターネット」を駆使して、市町村に対して産業や家庭、その他の部門に声をかけたらどうか、ということでございます。これらにつきましては、今後の環境と経済の統合・向上のためには大変重要な技術だと考えております。これを活用しまして、温暖化対策につながる対策を、と考えております。続きまして、11番目、二酸化炭素の排出抑制としまして、事務所・店舗へのエネルギー診断の実施を実施したらどうか、でございます。事務所・店舗等や製造業、運輸貨物の取組に、「省エネルギー診断の実施」と記載しました。また、事業者の省エネ診断の受診が促進されるよう仕組みを検討していきたいと考えています。

12番目、3Rの推進として食品ロスの撲滅を入れて欲しいとの御意見でございます。「商品の計画的な仕入れや売り切り等による無駄の削減」を追記しました。

その下にある具体的な施策については、今後の参考とさせていただきたいと考えております。

13番目、市民活動団体や地球温暖化対策協議会の役割について記述が無く、計画に入れるべきとの御意見ですが、「7-1 家庭の取組」に「市民活動団体は自らの活動を通じて、県民への活動意欲を促進したり、支援したりすることが求められます」を記述しました。地域協議会については、既に「7-6 市町村の役割・取組」に「地域協議会と連携した取組の推進」を記載しています。

14番目、2030年までの期間が長いので、重点化のロードマップを示したらどうか。市町村単位で優秀な家庭を表彰したらどうかとの御意見ですが、すぐに実行できるものと時間をかけるものがあり、時間がかかるものは今から検討していく必要があります。毎年度の進捗把握を踏まえて、効果的な事業展開を検討していきます。

15番目、4つの部門が、費用を含めてどこまで対応するかわからない。特に家庭部門は動かないとの御意見をいただきました。温暖化対策に関心を持って、自主的な行動に取り組むきっかけとなるよう、県としてできる取組を進めていきたいと考えています。

16番目、年度ごとに重点施策を決めて、実施施策案を県民に公開して理解を得て、結果を公表するとの御意見ですが、重点施策や優先項目を一律に決めることは慎重に対応したいと考えています。また、2つめの地球温暖化防止活動推進員の技能向上等の支援体制が弱いとの御意見ですが、必要な情報提供に今後も努めていきたいと考えています。

17番目、CO₂削減を過度な負担を感じることなく実行できる方策を県民に示し、導いていくことが必要ではないかとの御意見ですが、そのような取組を進めることが重要と考

ています。また、水素社会の構築に向けて、全国に先駆け誇れる取組等の構築をお願いしたいとの御意見ですが、現在国を挙げてロードマップを策定し、技術革新等の取組を進めていますが、県としてもできる取組を進めていきます。

18番目、再生可能エネルギーによる発電について県独自方策の検討や、蓄電設備を設置することによる太陽光発電の安定化についての御意見です。県を含む公共施設への再エネ導入はこれまでも進めてきたところで、25～27年度は国の補助金を活用して蓄電池と合わせて太陽光発電の導入をしてきました。今後も公共施設への導入を進めていきます。

19番目、適応策について、気候変動の影響は現在も進行している。あまりにも遅すぎる。また、都市計画プランへ県民の生命を守るよう強く求めるとの御意見をいただきました。現在起きている現象に対しては、温暖化の影響がどうかにかかわらず、ほとんどが対応しているものと考えています。国が自治体向けに「情報プラットフォーム」や「策定ガイドライン」を整備、策定するとしており、都市計画を含めたあらゆる施策について適応を取り込んでいくこととしています。次のページを御覧ください。

市町村及び地球温暖化防止活動推進センターの主な意見と対応です。

1番目、市町村の実行計画との関係を図示、言及して欲しいとの御意見ですが、のちほど御説明しますが、図示しております。

それから製造業の取組としまして、2番目、製品のリサイクルの推進を追加すべきとの御意見です。計画案に追記させていただいております。

3番目、廃食用油の回収について加えたらどうかとの御意見ですが、家庭の取組の一事例として取組がわかる絵を挿入しました。

4番目、家庭の省エネ診断を説明したらどうかとの御意見ですが、3番目と同様に取組がわかる絵を挿入しました。

5番目、地球温暖化防止活動推進センターと推進員の活動実績をコラムで紹介できないかとの御意見ですが、推進員についての説明を追記しています。

以上で資料1の説明を終わります。それから、時間の関係で御紹介できませんが、参考資料2にいただいた109件全ての御意見に対する県の考え方をまとめておりますので、御参照ください。

続きまして、計画案につきまして、御説明したいと思います。資料の2、計画素案からの主な修正項目、A4縦のものと、資料の3、千葉県地球温暖化対策実行計画案、こちらを並べながら、御覧いただきたいと思えます。

まず、資料3実行計画案を中心に説明したいと思います。3枚めくっていただいて、目次を御覧ください。まず、左のところですが、細かい項目については後ほど修正箇所を説明させていただきますが、主な追加箇所、修正箇所について、御説明いたします。1の計画策定、1-1背景の下に、かぎかっこで、コラムというのがあります。「地球温暖化のメカニズム」が入っています。ここにあるようにコラムと言うのが、同じく1-3のところ、コラム「RCPシナリオ」それから「20世紀後半の地球温暖化」それから右の目次に飛んでいただいて、7-3の製造業における取組の中にコラムを追加しています。7-1の家庭のところ、それから8-5「ちばエコスタイル」ということで、コラムを6つほど追加しています。それから恐縮ですが8-1のところですが、ページの番号、588となっておりますが、58に訂正をしてください。

右の下の用語説明につきましては、前回の御意見等を踏まえまして用語説明を追加しました。

事前送付した資料と番号が変わっているところが、58ページが空欄になっておりまして、そこを詰めた関係で58ページ以降が1つ繰り上がっているという点、それから、参考資料については、新たに番号を振っていましたが、94ページ以降、通し番号にさせていただきました。そう言ったところを全体的に修正しています。

それぞれ修正した箇所等、説明したいと思います。

あわせて、資料の2、番号を修正させていただきたい点があります。資料2の8-3、県施策、省エネの推進と書いた上の表の下から4つめ、64ページとなっておりますが、ここが63ページ、その下の県施策の横断的施策が71となっておりますが正しくは70、それから8-6の県施策の横断的施策が72となっておりますが、71となっております。大変申し訳ありませんが、それぞれ修正をお願いします。

それでは資料3を順に説明させていただきます。2ページを御覧ください。コラムといたしまして、地球温暖化のメカニズムを記載しました。

続きまして3ページを御覧ください。こちらはパブコメの意見を踏まえまして写真1-1、マーシャル諸島の写真に修正したり、右の下の図1-1-5、こちらの日降水量が1ミリ以上になった日数、この辺りを新たに追加したりしました。

それから4ページ、意見を踏まえまして上の2行目、桜の開花日の早期化と言う形に修正したのと、このページ、写真1-1-2、サンゴの白化の写真、それから水稻の白未熟粒の写真が1-1-3、写真1-1-4、ミカンの浮皮症の写真を、それぞれ追加しました。

10ページを御覧ください。こちらでもコラム、RCPシナリオということで、前回の委員の御意見を踏まえまして、追記しました。

続きまして15ページを御覧ください。こちらのコラムでは20世紀後半の地球温暖化ということで、ちょっと長いスパンでの気温の偏差などについてコラムとしてまとめました。

16ページ、一番下の図2-1-1、計画の位置付けですが、市町村からの意見を踏まえまして、右に吹き出しになっていますが、両矢印のところ、「市町村の計画（区域施策編）」となっているところですが、この部分を位置付けということで追記しています。

17ページ一番下、温室効果ガスの種類としまして、それぞれのガスの種類とどんな工程で使用されるかということでまとめています。

25ページ、上の四角囲みに少し説明を入れました。

28ページ、「5の温室効果ガス排出削減目標」の真ん中より少し下、(3)製造業の3段目のところ。「なお」以下のところにつきまして、新たに追記しました。

続きまして38ページ、「7-1 家庭における取組」のひし形の「低炭素なライフスタイル」の取組の一番下です。「節水型機器の購入や雨水貯留の利用などによる節水」を追記しました。それから右の絵、市町村及びセンターの意見の中で、家庭エコ診断を、ということで、この絵を挿入しました。

41ページ、参加・協力ということで、ここ一番下の右、「廃食油の回収の協力」について、地域の中の活動ということでこのような絵を追記しました。こちらも、市町村及びセンターの意見を反映させています。

その右、コラムとしまして、「家庭でスマートにコツコツ削減」ということでモデルとし

まして、一戸建て4人世帯での削減方法について、コラムとしてまとめました。その中で、もう1点、修正としまして、下のところに4人世帯のCO₂削減取組例がありますが、この内容と一部、記述が整合していなかった部分がありまして、この部分を送付した資料から一部、修正しています。

43ページ、事務所・店舗等における取組の中のひし形、「二酸化炭素の排出抑制対策」の取組として一番上のポツのところです。こちらに「省エネ診断の実施」を追加しました。それから真ん中にあります「コージェネレーションシステムの導入」を追加しました。それから下から3つ目の「商品の計画的な製造や売り切りなどによる無駄の削減」を新たに追記しました。下から2つ目のところ、送付時から変更していますが、「節電」以降の節水やクールビズ、これも追記しました。

47ページを御覧ください。製造業の取組の中で、一番上「省エネ診断の実施」を追記しました。下から3つ目の「リユース、リサイクルが容易な製品の開発」こちらを意見を反映して追記しました。

それから、右の48ページのひし形の二酸化炭素排出抑制対策の取組の下から3つ目、家庭と同様に節水やクールビズ、ウォームビズということで、これも送付時からの修正です。家庭だけに入っていたのですが、関連があるということで、こちらにも追記しました。

50ページです。コラムとしまして、「低炭素社会実行計画」、経団連が進めております。こちらのフェーズIIについて、コラムとして追記しました。

1枚めくっていただいて52ページ、「運輸貨物における取組」のひし形の上、「二酸化炭素の排出抑制対策（事務所）・フロン類を排出量を抑制する取組」のポツの一番上、「省エネ診断の実施」ということで、こちらもほかの業種同様に追記しました。

63ページを御覧ください。「8-3 省エネルギーの推進」の中の事業者の取組支援というところ、取組の一番上のポツのところ、事業者の自主的取組の促進ということで、コツコツスマート宣言事業者登録制度というものを新たに追記しています。これは、省エネ対策とか再エネ導入に積極的に取り組む事業者を県が登録して、取組を紹介する制度を始めたいと考えています。これによりまして自主的な取組を促進して、ほかの事業者への波及効果を見込んでおります。ここにあります右のロゴマークを使用して、PRするということができます。こういった制度を立ち上げたいと考えています。

続きまして70ページを御覧ください。「8-6 横断的施策その他」の中の、丸を描いてある普及啓発3段目の最後のところ、家庭における省エネの取組を促進するためというところ、最後のところ、我が家のコツコツスマート大作戦を推進しますということで、家庭向けの、エネルギー消費量が増加する夏と冬の時期に合わせまして温暖化対策を進めていくためにこのような事業を進めていきたいと考えております。具体的な内容については検討を進めまして、できましたら今年の冬から取り組んでいきたいと考えております。こういった普及啓発にも力を入れていきたいと思っております。

続きまして、一枚めくっていただきまして、上の囲みの部分、千葉県地球温暖化防止活動推進員ということで説明を加えさせていただいております。

続きまして、83ページを御覧ください。用語説明になります。具体的な各用語について、ページ数とそれぞれの説明を加えさせていただいております。

最後になりますが、94ページの参考資料以降のところ、新たに番号を振り直してあり

ますので、お配りしたときと状況が変わっています。

以上、パブリックコメントを踏まえて、県として、検討を進めた結果で、実行計画の案を作成しました。修正箇所を踏まえた説明を終わります。

よろしく御意見をいただければと思います。

榛沢部会長 どうもありがとうございました。今の事務局の御説明を踏まえまして、各委員から御意見をお願いしたいと思いますが、まず、倉阪委員からお願いします。

倉阪委員 前回の委員意見への対応、参考資料1にありますが、私の方から5点、意見しております。総じて、危機感が感じられない、政策が弱い、そういう計画になってしまっていると思ひまして、一応、もう一度、3の意見、この計画案で19ページを御覧いただきますと、千葉県の産業で、ほかの県より秀でているところが、石油、石炭、化学なんです。あと、エネルギー消費型の鉄鋼なんです。今、これで千葉県はもっているわけですが、温暖化対策を進めていくと、このあたりの産業というのが、やはり、どちらかというところ縮小の方に持っていかなざるを得ない。というか、そういう傾向にならざるを得ない。なので、これはもう、千葉県の産業政策として温暖化対策を考えて、温暖化対策の中で新しい産業を千葉県として作り出していく。石油、石炭に代わるような、少なくともそれに並び立つような、そういう新しい産業を今から作っていかないと、千葉県、これから駄目になりますよ、ということ、前日も言ったわけです。これが、「今後の検討課題にさせていただきます」では遅いんです。やはりこれは、全庁的に、環境部局だけではなくて全庁的に真剣に考えないと、今後の千葉県の財政にも大きく影響してくるという話です。そこは、危機感を持って受け止めていただきたい。

だから、ここで、単純に18ページで、「千葉県は、鉄鋼、石油、石炭、化学の構成比が全国水準を大きく上回っていて、産業構造が素材・エネルギー型産業に特化している。」だからこそ、これから、危ないんだ、と。温暖化対策を進める中で、ちゃんと、考えていかないといけないんだ、と、そういうメッセージを、少なくとも、庁内でちゃんと自覚をして、全庁的に取組んでもらいたい、というのがまずひとつです。

参考資料1に戻りまして、2つ目のところで「対策のみ記載されていて、政策が書かれていない」。これも対応として、「2030年まで長いこともあり、現時点で具体的な事業を記載しておりません」。これは全く言い訳でありまして、例えば、一例を挙げますと、42ページのところで、「家庭でスマートにコツコツ削減」とありまして、下から2段落目で「省エネ製品の家電に買い換えることで、スマートに削減することができます」。千葉県は、省エネラベル製品の情報提供を義務付けていますか。全国で11の県は、義務付けているわけです。義務付けてもいないのに、こういう買い替えで、消費者にそちらを選びなさい、というのは、無責任極まりない。やはり、それは政策として、そういうことを考える必要があるのではないかと。すでに日本の中で11県やっているわけですよ。東京都も長野県もやっている。千葉県はそれを考えないのでしょうか。

あるいは39ページのところで、省エネ住宅ですね。家庭のエネルギー消費量がゼロとなる低炭素な住宅の選択、とか、こういったことをやりましょう、と。これは長野県だけだと聞いていますけど、建築物のエネルギー性能、光熱水量を情報提供する義務付けをしています。

長野県はそういった形で、消費者がどの住宅を選ぶとどれだけ光熱水量がかかるかという情報を得た上で、選択ができるようになっていきます。そういう情報提供の義務付けは今からやっついていかないと、2030年まで長いから、今は具体的に考えません、というのは。消費者に対してはそういう選択を呼び掛けているんですね。でも、呼びかけをするデータ、情報を政策的に流通させるようにしないと、消費者は選択できないわけですね。だから例えば、62ページのところで、省エネルギーの促進というところで、家庭における省エネルギーの情報提供と、一応、書いてますけど、この情報提供、具体的な政策としては、例えば、省エネラベリングの情報提供を義務付けるとか、建築物のエネルギー性能の情報を義務付けるとか、そういうような具体的な政策というのがあるのではないかと。

59ページのところでも、京都市とかは、大規模建築物に再生可能エネルギーの導入を義務付けています。あるいは大規模建築物の環境配慮計画を作成義務付けしている県もたくさんある。

事業者についてもCO₂の排出の情報提供を義務付けるとか。コソコソスマート宣言の事業所登録制度とありますが、2周位、遅れている政策ではないかと。

これは、私も関わっているので、あまり言うと天唾なんですけど、68ページのところですね、レジ袋削減のエコスタイルというところで、ちばレジエコサポーターの登録だけでなく、事業者の登録も、制度として設けたわけですね。でも、事業者はほとんど登録してくれなかった。県が事業者をホームページでちゃんと示してPRするから、と言っても、それは事業者にとってはほとんどメリットにならないわけです。誰がホームページ見るんだ、と、そういう話なんですね。モラワンをぬいぐるみで配ったり、シールを配ったりしてますけれども、ほとんど広がっていない。サポーターですら県庁職員より、数少ないんじゃないかと、と思います。やるのはいいんですが、やるなどは言いませんが、コソコソスマート宣言事業所登録制度が目玉であると言われると、これは政策じゃないよ、と。政策と言うのは、ルールを作らないといけないんじゃないかなと。そういったところが決定的に弱いということは言わざるを得ない。

前回の参考資料1のところで、PDCAサイクルを書いていたんですが、これは単純に、PDCAのAはActionではなくActなのでこれは直しておいてください。Plan、Do、Check、みんな動詞なので、Actionだけ名詞なのはおかしい。

ちょっと厳しいことを言いましたけれど、ほかの県で出来ていることが、なんで千葉県でできないのかな、と。かなり歯がゆい思いをしているということでございます。

榛澤部会長 ありがとうございます。実は昨日、横浜で、地球温暖化対策協議会合同視察研修会に参加してきました。倉阪委員の御意見は然りでございますが、県としてコメントがあれば、コメントしてください。

小泉副課長 倉阪委員から、義務付けと言うことで、省エネラベルの話、それから建築物、CO₂の排出量の義務付け、政策としてという御意見を頂戴しました。今、私どもとして、義務付けと言うことではありませんが、省エネなどにつきまして、啓発の中でいろいろと情報提供しながら努めていきたいと考えています。いきなりのステップで、義務付けのところまで一足飛びと言うのは、難しいと考えています。それから、今後の産業政策として

の温暖化対策ということで、全庁的に真剣に考えるべきとの御意見につきましては、関連する会議等がございましたときには、きちんと申し伝えていきたいと考えています。レジエコスタイル、サポーター等登録制度の問題点につきまして、御指摘をいただきました。なんらかの事業者側のメリットにつきましても見いだせるよう検討しながら制度を進めたいと考えております。以上でございます。

榛澤部会長 ありがとうございます。倉阪委員がおっしゃっているのは、情報提供の義務化とおっしゃられていると思います。できるところから直していくという考えでいきたいと思えます。

倉阪委員 一足飛びと言いますが、やれている県もあるわけですから。5年後に見直しということになると。実際、今、ほかの県で動いている施策があって、やれているところがあって、それが5年間、千葉県はやらないのか、と言う話になると。そこは、5年の間でもやりまますよ、ということですね、順次検討し、状況が整ったら、「家庭に対する情報提供」という一文はありますから、「情報提供し、ラベリングも使え」と言っているわけですから、5年の間で、順次、できるところから進めていきますよ、というような、少なくともそういう回答をいただかないと、「一足飛びではできません、見直しは5年後です」と言われると、これはちょっと納得できないですね。できるところから、計画の達成の状況を見ながら、計画年次の中で実現をしていくんだという姿勢を少なくとも持っていただいた方がいいのではないかと思います。

榛澤部会長 今、倉阪委員がおっしゃったことは、事実、そうでございますので、できるだけ、今の段階で直せるところは直すということで、事務局と部会長にお任せいただいでよろしいでしょうか。事務局、いかがですか。

小泉副課長 今、委員からいただいたことについて、できるところから、私どもも、少なくとも、その辺につきましてはラベリングとか周知の部分とか、いろいろと検討していきたい部分ですので、書ける範囲で、対応していきたい、検討していきたいと考えています。

榛澤部会長 どうもありがとうございました。それでは、瀧委員、お願いします。

瀧委員 私も倉阪委員と全く同感です。ただ、現段階の千葉県としては、この様な感じかなという気がします。つい最近、新聞に、地球温暖化の目標値として、47都道府県の中で17都道府県では国の目標よりも高いと言ったらいいのか、低いと言ったらいいのか、そういう状況にある。その中に千葉県も入っています。一律がいいというわけではありませんが、千葉県の立地条件を考えるとそういうことになるのかな、という感じもしないわけでもありません。ただですね、私が倉阪委員と同感だというのは、だからいつまでもこのままでいい、というわけではないということです。従って、PDCAサイクルを十分に活用すべきじゃないかと思う訳です。それぞれの事業に対して。その時に、ズルズルとこういう感じではいかせないという考えが必要です。削減によって、結局、事業者にとれぐらいのメリ

ットがあるかということ、計画の段階でどうも示しきれていないのではないかと、という気がします。従って、削減によって事業者あるいは県民にとってどういうメリットが出てくるのかということ、やはり示すべきじゃなからうかと。自主的に、とか、「心の動き」に頼るような方策というのは、そろそろ時代遅れではないか。もう少し、物質的に、と言ったらいいか、経済的、というのか、そういう形のものに、方向を少しずつ変えていく必要があるのではないかなと思います。ぜひともそういうことを御検討いただきながらやっていただきたいと思います。

それからもうひとつ、環境部にとって、地球温暖化対策というのはある意味で、重荷じゃないかなという気がするんですね。これを実行するには、環境部門だけでは到底できない。横断的な展開をしていかなければならないと感じています。ぜひとも、横断的な展開ができるような、チームワークと言うか組織を作っていただきたいと思っています。そうしないと実質的な効果と言うのは出てこないのではないかと感じますので、よろしくをお願いします。

榛澤部会長 どうもありがとうございました。

参考までですけれども、昨日の研修会で、環境省の松澤課長さんがおっしゃったのですが、「クールチョイス」というのを国民運動として展開することを環境省は考えているようです。また、それに応じて、県の方もいろいろと施策が出てくると思うのですが。

それでは、桑波田委員、どうぞお願いします。

桑波田委員 温暖化対策に向けての活動というか、これは実行計画であるし、なおかつ「コソコツスマートプラン」ということで、実行的な部分が計画の中に入っているのかと考えると厳しいものがあるかなと思います。

実際に動かしていく上で、82ページに記載の、この計画をP D C Aで回していくという進行管理のところですけども、これを徹底的にやっていただきたいということと、このP D C Aの進行管理を考えていく組織体制というのも少し見えるかたちがあれば、県民としても理解しやすいかなと。このサイクルはどこでも見るパターンなので、実際県が計画を回していくところを組織的にも見たいなと思いました。

地球温暖化防止に向けてというのは、私たち県民としても、自分たちで何ができるのかということと、26%削減がほんとに可能なのかということも、かなり気になる場所であるし、今榛澤部会長がおっしゃっていたように、環境省が進めているCOOL CHOICEが空回りしないかたちで回っていくためには、よりタイムリーにいかなければいけないと思っているので、この5年ごとの計画の見直しっていうところは、計画自体の見直しなんですけれども、毎年P D C Aを回すときに、その年の評価を県民の方にも伝えるような情報の提供も必要かなと思っています。

今回パブリックコメントをいただいている方でも、やはり情報が見えないところがかなりあるという部分を感じておまして、ホームページを見る方はとても意識の高い方なので、ホームページを見なくても千葉県が温暖化防止に向かってがんばっているよっていうのが見えることが必要かなと思いました。

最後は、やっぱり横断的な取組はとても大事ななと思います。私も里山系で動いているので、森林の二酸化炭素の吸収っていうのは、省エネと併行していくべきかなと個人的には思っておりますので、県庁の中での取組や、あと市町村も、この温暖化の計画に向けて、具体的に市・町でできること、市民で出来ること、と動いていくと思いますので 市町村との連携と、また企業との連携などをかなり強く進めていっていただきたいと思います。

また、温暖化防止活動推進員とか、県民もがんばっている方もいますけれども、そこをもっと活用して、もっと一般県民が自覚しながらやっていけるようなかたちをお互いに盛り上げていけたらいいと思います。

榛澤部会長 ありがとうございます。各委員の貴重な御意見は活かしていきますので、ぜひ、厳しいアドバイスや御意見でも構いませんので、よろしく願いいたします。

渡邊委員 よろしく申し上げます。

渡邊委員 省エネルギーの、家庭の取組についてですが、長期優良住宅の普及ということで、省エネルギー設備の導入は、これから新築する住宅が対象なのか、又は現在住んでいる住居に対しての導入促進なのか、私の考えではこの両者に対しての推進だと思うんですが、省エネルギーの促進は大変地球温暖化に対しても良いことです。住居の老朽化に伴いリフォーム時に兼ねて取り組むんだったら可能なことだと思うんですが、現在の住居への省エネルギー設備の導入は大変なのかな、と思いましたが、いかがでしょうか。

榛澤部会長 どうもありがとうございます。事務局、どうぞ。

小泉副課長 今回の渡邊委員から御指摘いただきました点につきましては、42ページのコラムを御覧いただきたいんですが、2行目の「建物の建て替えや機器、設備の更新のタイミングにあわせてエネルギー消費の削減を考えた選択をする」という事でございます。単独で省エネ設備を入れてください、ということではなくて、老朽化とか、建て替えとかリフォームとか、そういったときに、省エネ性能に優れたものを入れていただくということで考えております。

榛澤部会長 よろしいでしょうか。

渡邊委員 はい、わかりました。

榛澤部会長 三輪委員お願いいたします。

三輪委員 細かい修正や計画の記述の充実などをしていただきまして、お疲れさまでございました。私どもも、この審議会の中でいくつか提案をさせていただいて、例えば地球温暖化の千葉県的な影響というところなどは、見せていただいて、かなりリアルな状況が反映されているのではないかと考えています。

ただ、意見を申し上げさせていただいた中で、基本的な部分、大きな問題というところではほとんど反映されておりませんので、先程、倉阪委員からも御意見がありましたけれど

も、私も同感でございます。抜本的な計画案の見直しが必要だと結論的には感じております。そのうちのいくつかということで、例えば一つ目は県の目標の問題です。県民の皆様から意見が公表されておりますが、例えば5番の方の意見にありますように、県の削減率が22%で国の26%より数値が低くなっているということですね。私どもはやはり、千葉県事情はあるにせよ、千葉県として積極的な目標を。少なくとも国を。国の目標でさえ世界から低いと言われているわけですから、少なくとも国、あるいはそれ以上の姿勢を県としても、大変でしょうけれども、示すべきであったのではないかといまでも考えています。この点、見直しを求めます。

先ほど瀧委員からありました、昨日の新聞報道で、このように温室効果ガス削減パリ協定を再検討したのが17自治体が国より高い目標ということで、都道府県の名前が発表されておまして、国より低い目標はたった2県です。千葉県と和歌山県。政令市は千葉市ということで、これを見たときに、やはり、私も今審議している千葉県の目標がこれでいいのかということ再度検討するべきだと思います。部長の方からもCOP21に沿って、パリ協定を、ということで仰っているわけですから、この点、やはり、この新聞報道を見たときに、今日、これは申し上げたいなと思っておりました。これが1点目です。

2点目は、県民の皆様からの意見、7番ですが、これも繰り返しCO₂の排出量が大きい製造業、産業部門の削減シナリオに関して、千葉県の計画でもかつて、排出量の報告制度を条例化するということも一度は口にしております。この点で、今回の計画はその時よりも後退している、ましてや世界的に気運が高まっている中で私ども繰り返し申していますが、県が条例を作って事業者に対して計画書を作らせる、報告させる、結果を求めるということで、他県では条例を、あるいは県内の柏市でも条例ができています。再度、ここは求めたいと思います。

それから3つ目は、意見の4番目、これは火力発電に関する問題で、県の回答は国がやることだと、カウントの仕方はこういうことだ、ということですね。消費する側でカウントされるということですが、こういう、言葉は悪いかもかもしれませんが、呑気なことを言っているのかということをおもう訳ですね。この火力発電については、千葉県では新たに何箇所具体化されているのでしょうか。全国では47基とか聞いておりますが、安倍政権の下で石炭火力の総発電量に占める割合を2030年度に26%に引き下げると言っていますが、こうした全国的な火力発電所ラッシュ、千葉県でも新設が今現状どのように推移しているのか、それによる影響を環境生活部としてどのようにお考えなのか。ただでさえ国際的には不十分と言われている国の目標の達成を根本から脅かすことにならないか。考え方として、どうお考えなのかについてお示しいただきたいと思っております。今世界では、どういう流れになっているのかということはおえて言うまでもないと思っておりますが、脱石炭が世界の流れになっていると思うんですね。その点についても、千葉県の環境生活部の認識、世界の現状についてどう把握されているのかお聞かせいただきたいと思っております。

それから最後に、再生可能エネルギーについて、国の様々な制度をもっと積極的なものにしていただいて、実効ある政策を作っていかなければならないと思っております。県民の中からも意見8番でそうした意見が出ています。太陽光発電について、県有施設、あるいは県立学校について県は頑張っていくんだと県はおっしゃっていますが、現状と今後の目標などについてどのようにお考えなのか、そうしたことがこの計画の中に、県有施設は県の範疇なので

盛り込まれているのかもしれませんが、具体的な現状と今後の目標についての考え方をお示しいただきたいと思えます。

4点ほど申し上げましたけれども、やはり条例について、他の県が作っておりますので、千葉県的な特徴を踏まえたとしても、なおのこと条例が必要だということを強く申し上げたいと思えます。以上です。

榛澤部会長 ありがとうございます。事務局お答えできるところはお答えしてください。

小泉副課長 三輪委員から4点御質問、御意見をいただきました。まず一つ目、新聞報道の中で和歌山県と千葉県、千葉市の削減率が低いというような報道があったということで、もう少し強い姿勢を示すべきだと言う御意見です。これは瀧委員からも同じような御意見を頂いたところでございます。こちらにつきましては、計画（案）の107ページを御覧ください。

それぞれ表3-1に記載していますが、産業部門、業務部門、家庭部門、運輸部門それぞれの部門で、千葉県では8割以上の排出量を占めておりますが、この主要な4部門で国の削減率、産業部門では国は6.5%、県は7.7%ということで、国を上回っているところでございます。次のページを御覧ください。千葉県の産業部門、下の図の産業というところ、こちらのシェアが大きいということで、全体の量としては、それぞれの削減率は上回っているものの22%削減と国を下回ることでございます。

それぞれの主体は取組を進めていくということについては遜色ございませんが、結果として全体ではこのような数値が出ているものです。

続きまして、排出量報告制度の条例の関係でございます。こちらにつきましては先ほどの御説明のとおり、現時点では県は見送りしています。国の温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度を受けて事業者の自主的な取組が進んでいるものと考えています。自主的な取組を促す施策については、県としても考えていきたいと思っております。

石炭火力については環境政策課の方でお答えいただくということですので済みません。もうひとつ、県有施設の再生可能エネルギーの導入の現状と今後の目標数値については、具体的に現時点ではお示しできるものはございません。

富塚環境政策課長 環境政策課からお答えします。石炭火力の建設計画については、現在200万kWのものと、100万kWのものが、袖ケ浦市及び市原市において、環境影響評価手続きが進められているところです。昨年度、計画段階環境配慮書というものと、次のステップである環境影響評価方法書というものが提出されまして、これらについて知事としての意見を、地元市や住民の意見を聴いたうえで事業者に対し示したところです。その中で、住民の意見におきましても、CO₂の排出についての御心配の意見がございました。また、環境大臣の方からもCO₂については経済産業省に対して昨年度、厳しい注文も出たところでございまして、県としては、CO₂の削減についてはこれらの県内の事業者につきましても、電力業界と国の取り決めの取組の枠の中で、参加してしっかりと情報公開をしながら取り組んでいくものと考えておりますので、知事からもその点につきまして求めたところです。

また、今後の環境影響評価の手続きですが、次は環境影響評価準備書が、事業者がとりまとめ次第出てくることになってはいますが、その段階におきましても、知事としてCO₂の削減

だけでなく、排水や大気有害物質の排出防止に向けた取組についてしっかりと意見していきたいと考えています。

再生可能エネルギーの目標につきまして補足いたしますと、県の環境基本計画の中でいくつか具体的な指標を作って取り組んでおりますけれども、再生可能エネルギーについては設備導入の目標を定めております。県有施設については具体的な目標はありません。県全体としては環境基本計画の中で3,000MWを目標として定めているところです。以上です。

小泉副課長 今回の再生可能エネルギーの目標については、59ページを御覧ください。現状の課題のところのポツの2つ目でございます。現状と課題のところ、2018年、平成30年度に16,000TJ、発電設備ですと3,000MWになります。こちらは環境基本計画の中の目標値です。以上です。

榛澤部会長 どうもありがとうございます。では三輪委員どうぞ。

三輪委員 全体的に、他県でやっていることがなぜ千葉県でできないのかということが、また目指さないのかということが大きな疑問であり、見直しの一番の大きいところです。産業部門についても、国の制度がある、事業者の取組が進むものと思うということ、これではやはり県の姿勢というものも見えないし、このままでは本当に削減していけるのか、と思います。

石炭火力についても、国任せではとてもできないと思いますし、火力発電が、2箇所ですね、お答えがありました。知事として意見を挙げる、あるいは知事としての判断ができる問題でもありますので、世界の流れというのはお答えなかったんですが、世界がどのような方向で努力をしているのかという知見とか、世界の水準に立って千葉県がこの問題を、千葉県知事に考えてもらいたいと思います。世界がどのように努力をされているか、脱石炭は世界の流れと思うのですが、この点はいかがでしょうか。

榛澤部会長 世界の流れとなりますと今お答えするのはちょっと難しいのではないのでしょうか。今回、計画案として審議事項に出されたこれまでの皆様方の御意見を、委員会としてつけ加えて出したいと考えています。この場は部会ですから、審議会の会長である瀧委員のところにお任せします。コメントとして審議会の方へ提案しようと思っておりますが、いかがでしょうか。

三輪委員 そういうことになるんでしょう。けれども、やはり世界の知見に立ってというのは、この火力発電ができますと、カウントの方法はいろいろありますけれども、かなり大幅に増えるので、それこそコツコツと努力してきたことが量的には吹っ飛んでしまう話になるのではないかと。

榛澤部会長 世界の動きはいろいろございまして、例えば発展途上国では石炭火力に頼らざるをえない、ということもありまして、COPの会議でなかなか話がまとまらなかった。世界の動向について詳しいことは後ほど事務局のほうで調べていただいて、その後、委員に御報告するというところでいかがでしょうか。

三輪委員 はい。私ども環境の審議会として、日本が石炭火力を拡大するのは国際的合意にも背くことにもなるという考えがあるということ、県民の側からもパブリックコメントで来ているわけですから、そういうことを踏まえた計画にして頂きたい。石炭火力につきましては、言明がないわけですから、入れていただきたいということです。以上でございます。

榛澤部会長 はい。どうもありがとうございました。各委員の方々の御意見は部会として添付していきたいと思っております。では池邊委員、お願いします。

池邊委員 今まで議論に参加できていなかったんですけども、最後になって、今日もこの実行計画を送っていただいて、パブリックコメントも終わったので、最後だと言うふうに思っていて、このまま私としては倉阪委員がおっしゃったように、このまま行くということ、既に委員の方々が合意なさっているのかなという感じでしたのですが、今日、皆様からこういう意見が出てくるというのが、いささかびっくりしております。委員意見につきましては、こちらで対応が既にできているということで、事務局からも御説明いただきましたので、今回各委員から出ていると言うのがびっくりしています。ただ、皆様が御説明を受けたように、排出量を削減していると言いながら、家庭部門においても業務部門についても伸びているわけで、先程倉阪委員がお話しされたように、石油の部分については全国出荷額で言うと全国6位の県であることに対しての、どれほどの自覚があるのか、というのがあります。

あと、24ページの業務部門のところ、オフィスや店舗などの増加、大規模店舗の増加などが影響していると考えられますと書いてありますが、私は2年前まで大規模店舗の毎月の審議会に出ておりました、非常な速度で大規模店舗が出ていました。ただそれに対して何の縛りもなくどんどん認可されていきました。実は景観審議会も47都道府県のうち43番目に始まって、結果的には県の審議会がなくなるという、非常に不名誉なところに同席させていただいているんですけども、やはり今、柏とか、越谷とかは、環境の面で進んでいるということで市民に選ばれている。そうするとやはり、これからの千葉県がサステイナブルであるとともに、選ばれ、住みたいと思われる県であることが大事であると思っております。

そのためにもう少し、先程、倉阪委員から産業政策という話がありましたが、県として、こういう方に舵をとるんだという方向性が出てくるといいのかなと思っております。

今はアベノミクスもありますし、オリンピックということで、経済に対する部分がなし崩しになって、とにかく儲かればよいという方向に進んでいますので、そのためにもこの環境部門の政策というものが、県として、千葉県としてはこういう方向性で行くんだ、ということを示して、それが一方では農業を支える県として、こういう政策を出すことが独自性があるということになる、ということを出していただければいいと思います。

今となつてはそういう感じで意見をすることは遅いと思ったのですが、皆様からこういう意見が出ておりますので、ぜひとも御一考いただければと思います。以上でございます。

榛澤部会長 どうもありがとうございます。では河井委員どうぞ。

河井委員 私が前回いろいろ意見させていただいたものにつきましては対応いただいて、計画に

についてもそれぞれの事業、分野について明記してあり分かりやすくなっておりますし、コラムについては低炭素社会実行計画も記載して県民の皆様にご理解いただくような工夫がされていると思いますので、皆様の御意見はございましたが、私としては特にございません。

榛澤部会長 どうもありがとうございました。県が作られた計画に、各委員の御意見を追加できるところは足し加えていくこと。また、原則として5年としているので、必ずしも5年にこだわらず、反映するものは反映することとして、反映できないものに関しては、皆様方の御意見ということで、お預かりさせていただこうと思いますが、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

倉阪委員 欠けているのはルール化なんですね。義務付けと言うときついかもしれませんが。ルールを新しく作っていくということが、姿勢が弱いということです。

本当は、まずは自主的な取組であり、うまくいかなかったら次はルール化ですよというスケジュールを示しておけば、いきなりルール化ということにはならない。計画はそういう使い方もできるんですね。それすらここには書いていない。仮にそういった色を出すのであれば、計画の見直しのところで、必要なルール化を踏まえ、とか、他県の状況を見ながら、とか、PDCAの中で次につながるような、5年を待たずに、他都道府県の条例等の動向を踏まえ必要なルール化の検討を進めていくとか、今すぐには書けない、でも今後につながるような記述が82ページの方でできないか、ということのを思いました。種をまくということです。

榛澤部会長 ありがとうございます。工夫して、この箇所は直していただきたいと思いますので、事務局、よろしいですね。どうぞ。

小泉副課長 今倉阪委員から御指摘頂きました、PDCAの最後の箇所で、国の計画の見直しとか、国内外の動向、社会情勢の変化等の「等」のなかで、今いただいたようなことが入っていますが、記載について考えていきたいと思います。

榛澤部会長 コメントありがとうございます。他にありますか。瀧委員どうぞ。

瀧委員 82ページのところで、PDCAサイクルですけれども、原則として5年ごとに見直しとしていますが、原則5年ではなくて暫時という言葉に変えたほうが宜しいのではないかと思います。御検討いただきたいと思います。

榛澤部会長 検討ということでもいいですね。

瀧委員 はい。それから、本の体裁の話で申し訳ありませんが、絵とか表がいろいろ掲載されていますが、筋が見えてこないという感じです。感じで言うと、図表の大きさについて、主張したいものを大きく、参考であるようなものを小さくなど、そういうメリハリがあるとよろしいかなという感じがします。それから、例えば3ページのグラフがありますけれども、そ

のほかにも折れ線が入ったり、赤い直線が入ったりしていますので、それぞれがどういう意味があるのか、書いていないようですので書いた方が良くと思いますし、書かないのでしたら見ただけで分かるような記述のしかたのほうがいいのではないかと思います。

榛澤部会長 はい。細かいところの御指摘ありがとうございました。事務局、今のところは必要に応じて修正いただければと思います。では、一応千葉県地球温暖化対策実行計画（案）につきましては、これで終わらせて頂き、皆様方の御意向を踏まえて、直せるところを直すこととします。

（２）審議事項

その他について

榛澤部会長 次の議題に移らせていただきます。その他で、事務局、何がございますでしょうか。

小泉副課長 本日いただきました御意見を踏まえまして修正させていただきたいと思います。その後、部会長に確認していただきまして、審議会へ、答申のための報告をさせていただきたいと思います。その後、県として計画の決定を行います。できれば9月中に策定するスケジュールで進めていきたいと考えております。

榛澤部会長 どうもありがとうございました。たびたびお話しさせていただいたとおり、いただいた御意見について、知事に対し審議会から答申する際に、部会として県の方に意見をしっかりとお伝えさせていただきたいと思います。

これで本日の審議会を終わらせていただきます。ありがとうございました。事務局にお返しします。

吉添部長 それでは最後に御挨拶させていただきます。昨年9月から今回の審議を含め、4回にわたり皆様に御議論いただき、誠にありがとうございました。皆様からいただいた御意見を踏まえて、国際的な枠組みであるパリ協定や日本の計画にも貢献できる、県としての計画を策定したいと思います。

今後、計画の目標達成に向けて、県として地域からの地球温暖化対策に一層取り組んでまいりたいと思います。今後ともどうぞ御指導、御鞭撻くださいますようお願いいたします。どうもありがとうございました。

5 閉会

司会 長時間の御審議どうもありがとうございました。以上をもちまして千葉県環境審議会企画政策部会を終了させていただきます。ありがとうございました。

以上

以上のとおり審議会の議事に相違ないので

下記に署名押印する。

平成 28年 10月 19日

千葉県環境審議会 企画政策部会

議事録署名人

三輪由美



議事録署名人

龍和夫

